

産業廃棄物保管施設届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長 殿

保管を行う敷地（事務所や駐車場等、使用権原のある敷地を含む）面積が300m²以上で、保管の用に供される場所の面積（実際に廃棄物を置く敷地面積）が300m²未満の場合は第16条第1項を、
保管の用に供される場所の面積（実際に廃棄物を置く敷地面積）が300m²以上の場合は第16条の2第1項（法律に基づく届出も必要）を選択して下さい。

届出者

住所（所在地） 堺市〇〇区〇〇町〇〇〇
氏名（名称） △△建設株式会社

代表取締役 堀 太郎

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

第16条第1項
第16条の2第1項

産業廃棄物の保管を行うので、堺市循環型社会形成推進条例

の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

保管を行う事業場の名称及び所在地		名称：△△建設株式会社 資材置場 所在地：堺市××区××町〇〇〇番ほか	
保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		堺 一郎 堺市〇〇区〇〇町〇〇〇 保管場所の所在地を記入（登記簿に記載の所在地）	
産業廃棄物の種類及び数量	産業廃棄物の種類及び最大保管量 がれき類：5m ³ 廃プラスチック類：2m ³ 【水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を除く】		
	保管の方法に関する事項	保管の目的	廃棄物の分別、輸送コストの効率化
		保管のための容器の使用の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
		保管の積み上げ高さ	〇〇m以下
		産業廃棄物の種類ごとの保管の方法	がれき類：3方囲み 廃プラスチック類：バッカン
		保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積	保管を行う事業場：400 m ² 保管の用に供する場所：100 m ²
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する環境の保全のための措置に係る計画	別紙のとおり 実際に廃棄物を置く敷地の面積
その他の産業	産業廃棄物の発生場所又は地域	堺市全地域	
	保管を行う事業場への搬入の方法	自社運搬（車両ナンバー） または〇〇運輸（株）に委託	
	搬入の頻度及び量	1回・1m ³ /日 5回/週	
	搬入を行う時間帯	9:00~17:00	

		処分施設の所在地を記入	
廃棄物の保管に関する計画	産業廃棄物の搬出に関する事項	搬出先の氏名又は名称及び住所 ○○環境株式会社 ○○市○○町○○○	
	搬出の方法	自社運搬(車両ナンバー) または○○運輸(株)に委託	
	搬出の頻度及び量	1回・7m3/週 この場合最大保管量 は計7m3	
	搬出を行う時間帯	9:00~17:00	
	処分に関する事項	処分を行う産業廃棄物の種類ごとの処分の方法*2	
		処分の頻度及び量	
		1日当たりの処理能力	
	*1	処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所	
	条例第19条第1項の帳簿の備付け場所		堺市○○区○○町○○○ △△事業所内
	届出者が営む事業の種別		建設業
届出者が建設業の許可を受けた者である場合		許可をした行政庁の名称 大阪府	
		許可番号 第○○○○○○○号	
届出者が解体工事業者の登録を受けた者である場合		登録をした行政庁の名称	
		登録番号	
届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合		許可をした行政庁の名称	
		許可番号	
保管開始予定期日		令和○○年○○月○○日 (廃止予定 令和△△年△△月△△日)	
産業廃棄物管理責任者の氏名及び役職		○○部○○長 堀 次郎	
※事務処理欄			

備考

- 産業廃棄物の種類については、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載すること。
- *1の欄は、保管場所において処分を行う場合に限り記載すること。
- *2の欄は、2以上の産業廃棄物を処分する場合など、その記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- *3の欄は、記入しないこと。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画

囲いの性状、構造耐力性	万能板 高さ3m
屋根等の飛散流出防止措置	バッカンをシートで覆う
悪臭防止措置	腐食前の早期搬出
汚水による汚染防止措置	バッカンをシートで覆う
ねずみ、害虫等防止措置	定期的清掃
その他保管施設の構造等に関する事項	特になし

備考

- 記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等を添付すること。
- 各項目にその記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。